

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)

令和7年1月16日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国 民 年 金 関 係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越（受）第 2400381 号
厚生局事案番号 : 関東信越（国）第 2400019 号

第1 結論

昭和 62 年 9 月から平成元年 9 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めるることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和 35 年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和 62 年 9 月から平成元年 9 月まで

結婚直後の平成元年 9 月頃、妻の国民年金保険料の納付書と一緒に、私の平成元年度分の納付書と過年度分の納付書が A 市の自宅に送付されてきた。そのため妻が、妻と私の現年度保険料及び私の過年度保険料の計 3 か月分（以下「3 か月分の保険料」という。）を、毎月、B 銀行（現在は、C 銀行）の窓口で納付書に現金を添えて納付していた。領収書はその後に転居した際に処分してしまったが、請求期間の保険料を納付したことは間違いないので記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求者は、平成元年 9 月頃に国民年金保険料の納付書が送付されてきたため、妻が「3 か月分の保険料」として、請求期間に係る保険料を毎月金融機関の窓口で納付していた旨陳述している。

しかしながら、請求者の年金手帳に記載された国民年金手帳記号番号（以下「国民年金番号」という。）「*」は、オンライン記録により平成 3 年 5 月に A 市で払い出されたと推認され、請求者は、当該払出時点までは国民年金の被保険者となっていたことから、A 市から国民年金保険料の納付書が送付されることはない上、当該払出時点において、請求期間のうち平成元年 3 月分以前の国民年金保険料については、徴収権が時効により消滅しているため納付することはできない。

また、請求者に係る「A 市国民年金被保険者名簿」の保険料納付状況欄の記載内容は、オンライン記録の国民年金保険料納付記録と一致しており、請求期間に係る国民年金保険料が納付されたことを示す記載はない。

さらに、オンライン記録によると、請求期間直後の平成元年 10 月分の国民年金保険料は平成 3 年 11 月 27 日に納付されており、同日より前に請求者の保険料が納付された記録は確認で

きない上、現年度の8か月分（平成3年4月分から同年11月分まで）が同年11月29日にまとめて納付されていることを踏まえると、同年10月以前に、請求者に係る国民年金保険料が毎月納付されていたと推認することはできない。

なお、平成3年12月から平成5年4月までは、「3か月分の保険料」が毎月納付されていたことがオンライン記録により確認できる。

加えて、C銀行の担当者は、伝票類の保管は最長で10年であり請求者が請求期間に係る国民年金保険料を納付したとする時期に窓口で収納した保険料の納付書控えは保管していないと陳述しているほか、A市も、請求者の国民年金保険料の納付状況を確認できる資料は保管していない旨回答している。

2 請求者に対し、前記とは別の国民年金番号が払い出されたかを調査したところ、オンライン記録及び請求者が平成元年6月にA市に転入する前に住所があったD市の国民年金被保険者名簿によると、請求者に対し同市において職権により国民年金番号「*」が払い出され、資格取得処理が行われていた（処理日：平成元年11月22日）が、請求者は既に同市外に転出していたため、当該国民年金番号は平成元年12月14日に取消処理が行われており、国民年金保険料の収納に係る記録もない。

3 このほか、請求者が請求期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる関連資料（家計簿、確定申告書等）及び周辺事情はない。

これら請求内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。